

記載要領等	障害者非課税信託廃止申告書
-------	---------------

《使用目的等》

この申告書は、既に提出した障害者非課税信託申告書に係る相続税法第 21 条の 4 第 1 項に規定する特定障害者扶養信託契約（以下「特定障害者扶養信託契約」といいます。）の締結に関する行為が無効であったこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であったことにより取り消されたことにより当該障害者非課税信託申告書に記載された同項に規定する信託受益権（以下「信託受益権」といいます。）がないこととなった場合又は当該特定障害者扶養信託契約に基づく信託が遺留分を侵害するものとして行われた遺留分侵害額の請求に基づき当該信託受益権の価額に相当する額の金銭を支払うべきことが確定した場合に、当該障害者非課税信託申告書を提出した同項に規定する特定障害者（以下「特定障害者」といいます。）が、遅滞なく、現に当該信託に関する事務を取り扱う同項に規定する受託者の営業所等（以下「受託者の営業所等」といいます。）を経由し、納税地の所轄税務署長に提出してください。

《記載要領等》

- 1 「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の欄の
 - (1) 「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載してください。
 - (2) 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号を記載してください。
- 2 「受託者」の欄の
 - (1) 「営業所等」の項には、この申告書を作成する日において上記《使用目的等》の当該信託に関する事務を取り扱っている受託者の営業所等を「何信託銀行何支店」のように記載してください。
 - (2) 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 16 項に規定する法人番号を記載してください。
- 3 「既に提出した障害者非課税信託申告書に係る信託受益権等」の欄には、上記《使用目的等》の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額等」の欄に記載したものを記載してください。
- 4 「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けていた部分の価額」の欄には、上記《使用目的等》の当該障害者非課税信託申告書の「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載した価額を記載してください。
- 5 「信託受益権がなくなり、又は遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細」の欄には、上記《使用目的等》の特定障害者扶養信託契約の締結に関する行為が無効であったこと若しくは当該行為が取り消すことのできる行為であったこと又は当該契約に基づいて信託された財産の価額に相当する額の遺留分侵害額の請求がされることとなった事情の詳細を記載してください。